

## 録音装置等運用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指令管制業務を補足するために実施する録音の取扱及び録音装置の運用管理について、必要な事項を定めるものとする。

(録音の目的)

第2条 録音は、指令センターにおける有線及び無線通信の内容を的確に把握し、適正な指令業務を執行するための手段として実施するものとする。

(録音内容の取扱い)

第3条 録音の内容は憲法第21条及び電気通信事業法第4条並びに電波法第59条に基づく、「通信の秘密」及び「秘密の保護」に該当することから、取扱には十分に注意しなければならない。

2 録音内容の開示等については、別に定める。

(録音情報の管理)

第4条 録音装置（指令台操作卓用）に録音した情報は、119番通報等の受信後一時的に保存するものとし、記録の必要がなくなったときは、速やかにその内容を消去するものとする。

2 録音装置（長時間録音装置）に録音した情報は、119番通報等の受信後一時的に保存するものとし、録音から14日後にその内容を消去するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年6月2日から施行する。